

国民年金のお知らせ

こんなときには届出が必要です！

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、厚生年金・共済年金の加入者や、それに扶養されている配偶者についても、保険の種別に変更が生じた場合は届出が必要です。もし届出されなかった場合、65歳で受給できる「老齢基礎年金」について、受給額が減少する、受給できなくなるといった可能性があるため、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。 未加入	・印鑑 (本人自署の場合 は不要)	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から 第1号被保険者になります。 第2号	・印鑑 (本人自署の場合 は不要) ・年金手帳	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、 配偶者が厚生年金、 共済年金の資格を喪失したとき	第3号被保険者から 第1号被保険者になります。 第3号	・印鑑 (本人自署の場合 は不要) ・年金手帳	住所地の市町村

お問い合わせ先 町民課 年金係 ☎47-4681

知内診療所 知内町字重内31番地130 医師：山内賢二(院長) 山内雅史(副院長) 毎週金曜日
TEL: 01392-5-3509

● 整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二(院長)

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30~12:00
月・火・水・木・金	14:00~17:30

● 整形外科

医師：山根 繁(函館中央病院名誉院長)

曜日	診療時間
隔週水曜日	14:00~16:00(受付時間12:00~)

